

## きらやかスタジアム広告掲出事業者募集要項(随時募集)

きらやかスタジアム(山形市総合スポーツセンター野球場)のフェンスへの広告掲出を希望される広告主を募集します。広告募集に関する必要な事項は次のとおりです。

### 1 趣旨

この募集要項は、きらやかスタジアム(山形市総合スポーツセンター野球場)のフェンスへの広告掲出に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

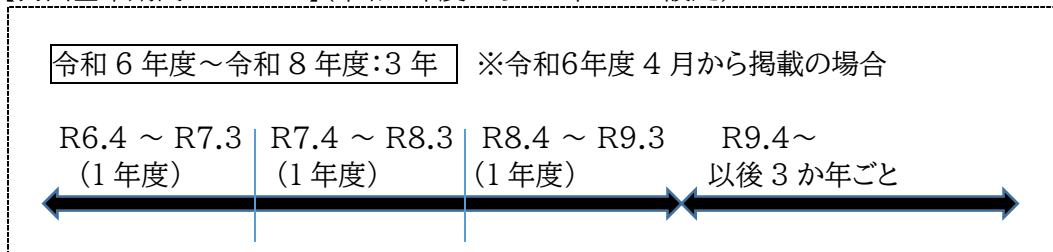
### 2 広告掲出の対象施設、掲出場所、募集区画、規格及び掲出期間

対象施設	きらやかスタジアム(山形市総合スポーツセンター野球場) ※概要は下記 19 のとおり
掲出場所	外野ラバーフェンス、内野ラバーフェンス ※詳細は別図のとおり
募集区画 ※1	別添 広告掲出空き区画一覧のとおり
規格	外野ラバーフェンス 縦1.5m×横8.0m(面積12㎡) 内野ラバーフェンス 縦1.5m×横8.0m(面積12㎡)
掲出期間 ※2	掲出開始日 ~ 掲出した年度末まで ※一年単位の更新ができます

※1 複数の区画を申請することができます。

※2 令和6年度から3か年ごとに設定する掲出基準期間を限度に、1年度を単位として、1年ごと期間を更新することができます。

【掲出基準期間のイメージ】(令和6年度から3か年ごとに設定)



### 3 広告掲出料等

【A広告掲出料】及び【B使用料】をそれぞれ市が発行する納付書により、指定する期日までに一括納入するものとします。

#### A 広告掲出料

申請書に記載された金額(提案分)に、消費税及び地方消費税(10%)の金額を加算した金額とします。

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)

※提案分の金額は、外野ラバーフェンスで2,000円(税抜・月額)、  
内野ラバーフェンスで500円(税抜・月額)以上をご記入ください。

※申請書には提案分の広告掲出料を記載してください。

#### B 使用料

広告掲出料とは別に、山形市総合スポーツセンター条例施行規則に基づく使用料(1年間の場合、一区画あたり122,400円)を支払うものとします。

【広告掲出料等の支払金額(掲出面積 12 m<sup>2</sup>)イメージ】

(1)外野ラバーフェンス ※Aには別途消費税がかかります。

1年間	1か月間(月割計算)
(税込最低額)148,800円以上(A+B)	(税込最低額)12,400円以上(A+B)
A 広告掲出料 <u>24,000円以上</u> (税抜) 26,400円以上(税込) (広告主の申請額)【提案分】	A 広告掲出料 <u>2,000円以上</u> (税抜) 2,200円以上(税込) (広告主の提示額)【提案分】
B 使用料 122,400円(非課税) (10,200円×12 m <sup>2</sup> )【定額分】	B 使用料 10,200円(非課税) (850円×12 m <sup>2</sup> )【定額分】

(2)内野ラバーフェンス ※Aには別途消費税がかかります。

1年間	1か月間(月割計算)
(税込最低額)129,000円以上(A+B)	(税込最低額)10,750円以上(A+B)
A 広告掲出料 <u>6,000円以上</u> (税抜) 6,600円以上(税込) (広告主の提示額)【提案分】	A 広告掲出料 <u>500円以上</u> (税抜) 550円以上(税込) (広告主の提示額)【提案分】
B 使用料 122,400円(非課税) (10,200円×12 m <sup>2</sup> )【定額分】	B 使用料 10,200円(非課税) (850円×12 m <sup>2</sup> )【定額分】

#### 4 広告の仕様

- (1)ラバーフェンスに密着し、剥離時に跡や傷が残らない粘着剤を用いたシールを使用する、又はラバーフェンスの塗り直しが可能な塗料で表示して下さい。
- (2)直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じない加工を施して下さい。
- (3)発光、蛍光又は反射効果を有するものは使用しないで下さい。
- (4)背景色は白色を基調としないで下さい。
- (5)表示は企業名、商号、商品名及び標章に限ります。  
※掲出期間中、広告剥がれや破れ、又は塗料の退色が著しい場合は広告主によって補修していただきます。

#### 5 応募資格

「山形市総合スポーツセンター広告掲出事業実施要綱」第2条の規定に該当しない者。

#### 6 広告掲出に係る費用等

応募に係る費用、広告掲出に係る製作に要する費用、広告の取付け、掲出期間中の広告剥がれや破れ、又は塗料の表示の補修及び撤去に要する一切の経費は広告主の負担とします。

#### 7 広告掲出料等の返還

広告の掲出期間において、天災等広告主の責めに帰さない事由により広告掲出ができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、納付された広告掲出料等の全部又は一部を返還する場合があります。

#### 8 募集方法

##### (1)募集期間

令和6年3月1日(金)から随時募集(先着順、空き区画が無くなりしだい終了)

## (2)提出書類

次の書類を提出してください。

- ① 山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出申請書(様式第1号)
- ② 暴力団排除に関する誓約書
- ③ 山形市に納付すべき法人市民税(個人事業主にあつては個人市民税)、固定資産税、都市計画税の納税証明書(発行3カ月以内のもの)  
※山形市税賦課がなくこれによりがたい場合は、別途お問い合わせください。
- ④ 企業案内パンフレット等
- ⑤ 広告掲出原稿案(内容がわかる資料)

※複数の区画を申請する場合は、1区画につき1申請としますが、②～⑤については、内容が同じものであれば1通のみ提出可とします。

## (3)提出方法

持参又は郵送により下記の提出先まで提出してください。

- ① 郵送の場合  
簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。
- ② 持参する場合  
午前8時30分から午後5時の間(正午から午後1時まで・土曜日・日曜日・祝日を除く)に提出先まで持参してください。

## (4)提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市企画調整部スポーツ課 スポーツ施設管理係

## (5)質問の受付等

山形市企画調整部スポーツ課スポーツ施設管理係までお問合せください。

## (6)その他

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 提出された書類は複写して審査会に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。
- ③ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があつた場合には、山形市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

## 9 広告掲出に係る要綱

本事業に係る広告の取扱いについては、この募集要項に定めるもののほか、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出事業実施要綱に定めるところによります。

## 10 広告主の決定

- (1)申請内容が前記9の広告掲出事業実施要綱に適合するか否かを広告掲出審査会で審査し、広告掲出の可否を決定します。
- (2)広告掲出の可否については、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出(不掲出)決定通知書(様式第2号)により通知します。

## 11 広告掲出場所の決定

- (1)申請者が空き区画から選びます。
- (2)掲出区画の決定については、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出区画決定通知書(様式第3号)により通知します。

## 12 山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出の使用許可

前記11(2)により区画の決定を受けた広告主は、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出使用許可申請書(様式第4号)を提出し、使用許可を受けるものとします。

## 13 契約の締結

広告主は、前記12の手続きのほか、山形市総合スポーツセンター野球場広告掲出契約を締結するものとします。

## 14 契約の取消し等

広告主が次のいずれかに該当する場合は、広告掲出を取り消すことができるものとします。

この場合、原状回復等に必要な費用は広告主の負担とし、納付済みの広告掲出料は返還いたしません。

- (1)納入期限までに広告掲出料等を納付しなかったとき
- (2)「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (3)その他広告掲出が適当でないと市長が認めたとき

## 15 ラバーフェンスに使用するシール及び塗料

フェンスに密着し、跡や傷を残さずに剥離可能な素材を使用するものとします。

また、塗料はラバーフェンスに適した塗料を使用するものとし、契約又は更新が終了する際に上塗りできる塗料を使用してください。

## 16 広告掲出物の色合いの最終確認

広告主は広告掲出作業を始める前に、実際に掲出する画像データ(PDF様式)を市に提出し、色合いについて最終確認を行うものとします。

画像データは広告主の責任及び負担において作成するものとします。

## 17 広告掲出までの流れ

内 容
申請受付
内容審査
広告掲出決定通知書送付
広告掲出区画決定通知書送付
契約締結
広告掲出内容確認(色合い等)
掲出料、使用料支払い(納付書)
広告掲出作業
広告掲出開始

## 18 契約保証金

山形市契約規則第7条及び第8条の規定による。

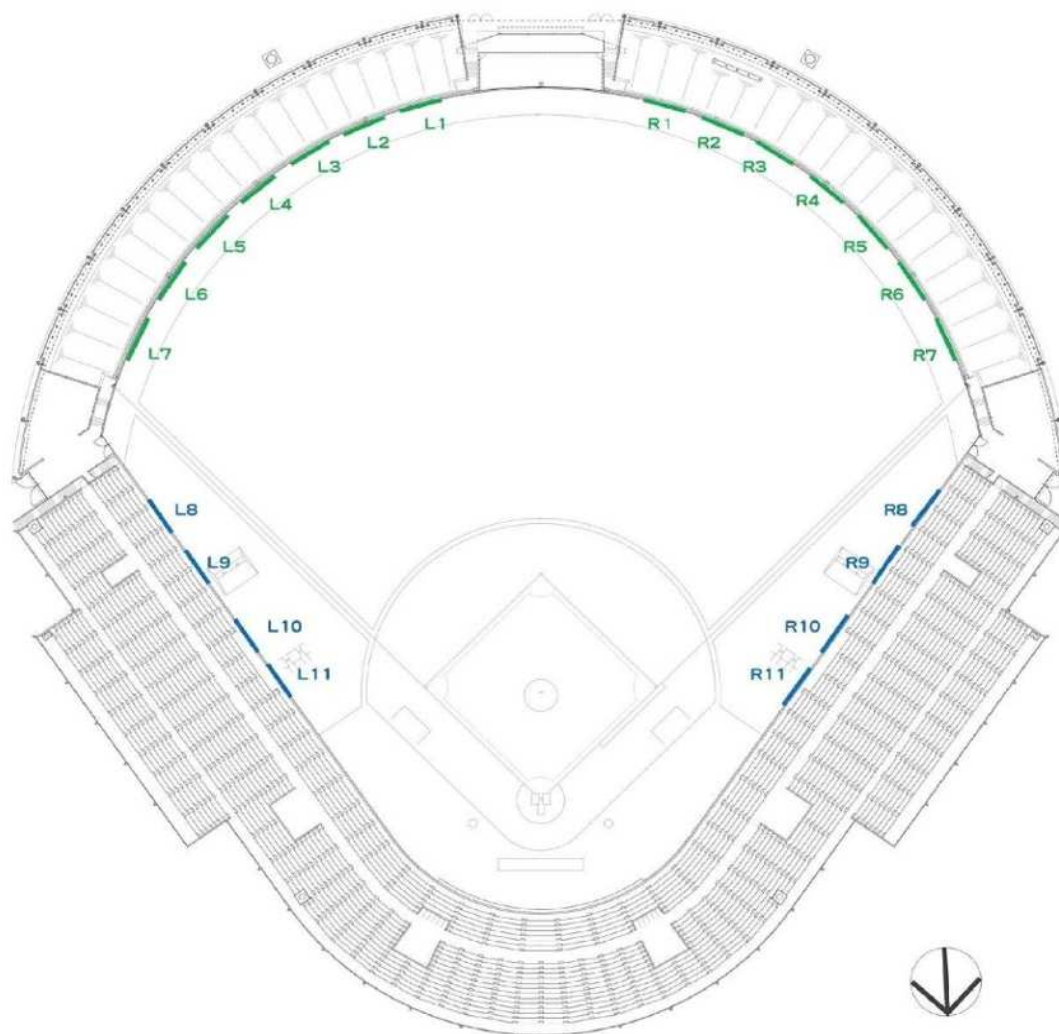
## 19 施設概要

名称	山形市総合スポーツセンター野球場(愛称:きらやかスタジアム)
所在地	山形市落合町1番地
使用期間	(1)競技場 4月1日から11月30日まで (2)屋内練習場・会議室 1月4日から12月28日まで
使用時間	(1)競技場 6時から21時まで (2)屋内練習場・会議室 4月から11月までは6時から21時まで 12月から3月までは9時から21時まで
球場面積	約23,000㎡
グラウンド	両翼100m 中堅122m 舗装:内野 クレー、外野 人工芝
観覧席	12,272席 【内訳】 内野(個席):8,096席 外野(芝スタンド):4,164席 車いす:12席
夜間照明	鉄塔型照明6基 最大照度:内野1,000lx 外野750lx
付属施設	ダッグアウト、本部室、放送室、審判員室、控室、医務室、 記者室、会議室、更衣室、審判更衣室
主要構造	プレキャストプレストレストコンクリート造 一部鉄筋コンクリート造
建築規模	地上3階建
令和6年度 主要大会 (予定)	○プロ野球楽天戦(1軍戦) ○日本スポーツマスターズ東北予選会 ○全日本クラブ選手権東北大会 ○各野球連盟大会 など

## 20 問い合わせ先

山形市企画調整部スポーツ課 スポーツ施設管理係  
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
TEL:023-641-1212(内線 636)  
FAX:023-634-0210  
E-mail:sports@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別図 広告掲出場所



備考 掲出場所は、次のとおり区分して使用するものとする。

掲出場所	区画番号	
外野ラバーフェンス	右翼	R1~R7
	左翼	L1~L7
内野ラバーフェンス	1塁	R8~R11
	3塁	L8~L11